

令和7年6月24日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、令和7年7月8日（火）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和7年6月2日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和7年6月5日（木）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

検察官及び検察事務官のうち精神及び行動の障害による90日以上の長期病休取得者数が書いてある文書（直近5年分）

4 行政文書の保有状況について

あなたの請求の趣旨に近いと思われるものとして、法務省本省では以下の行政文書を保有しています。

(1) 令和5年度精神及び行動の障害による長期病休者数調査票（引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害（神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。）のため病気休暇、病気休職等により勤務していない者の検察庁ごとの数が分かる部分に限る）

(2) 令和4年度精神及び行動の障害による長期病休者数調査票（引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害（神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。）のため病気休暇、病気休職等により勤務していない者の検察庁ごとの数が分かる部分に限る）

(3) 令和3年度国家公務員長期病休者実態調査票（引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない者の検察庁ごとの数が分かる部分に限る）

(4) 令和2年度精神及び行動の障害による長期病休者数調査票（引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害（神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。）のため病気休暇、病気休職等により勤務していない者の検察庁ごとの数が分かる部分に限る）

(5) 令和元年度精神及び行動の障害による長期病休者数調査票（引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害（神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。）のため病気休暇、病気休職等により勤務していない者の検察庁ごとの数が分かる部分に限る）
つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。
なお、上記（1）、（2）、（4）及び（5）は、一般職の国家公務員で、引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害（神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。）のため病気休暇、病気休職等により勤務していない者を対象としており、上記（3）は、一般職の国家公務員で、引き続いて1月以上の期間、負傷又は疾病（精神及び行動の障害を含む）のため、病気休暇、病気休職等により勤務していない者を対象としていることを情報提供いたします。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4の行政文書を請求される場合、開示請求件数は5件（上記4（1）ないし（5）で各1件）、開示請求手数料は1,500円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を過不足なく納付願います。